



資料1 SGEC 文書の一部改正について

2015年10月1日 専門部会作業用原稿

SGEC 文書（規格）改正案

目次

○SGEC 附属文書 2-12SGEC 規格の制定（改正案）	2
○SGEC 附属文書 2-4 グループ森林管理認証の要件（改正案）	8
○SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン（改正案）	9
○SGEC 文書 4 SGEC・CoC ガイドライン（改正案）	11
○SGEC 附属文書 2-8 統合 CoC 管理事業体の要件（改正案）	12
○SGEC 附属文書 2-10SGEC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項（改正案）	14
○SGEC 附属文書 2-10-3 統合 CoC 管理事業体認証（新規制定）	19
○SGEC 附属文書 2-11-1 SGEC 苦情処理に関する文書（改正案）	22
○SGEC 附属文書 2-2-1SGEC ロゴマークの発行について（改正案）	22
○SGEC 及び/又は PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について（新規制定）	23

SGEC 文書（規格）改正案	SGEC 現行文書（規格）
<p><改正の概要></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規格制定手続きについて、具体的に規定することとし全面的に改正する。 2 専門部会について最終原稿を策定する機関として位置付け、広く公募によって専門部員としての参加を求める。 3 その他 PEFC 国際規格との整合性を図るために改正する。 <p>SGEC 附属文書 2-12 2015 理事会 2015. 0, 0</p> <p style="text-align: center;">SGEC 規格の制定 改正案</p> <p>序文 この文書は、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」（以下「管理運営文書」という。）第 2 章の認証規格及び関連規準文書について、公平、公正及び公開を旨とした適切な手順の下で、その策定又は改正がなされるよう必要な要求事項を定める。</p> <p>1 適用範囲 この文書は「森林管理認証及び C o C 認証並びに関連する文書（以下「規格・規準文書」という。）」の策定又は改正に係る要求事項を定める。</p> <p>森林認証制度に関わる新たな国際条約等の締結、国内制度の改正、更には新たな知見等が公表された場合で、必要な場合は速やかに認証規格の改正を行わなければならない。</p> <p>特に、ILO 169 号条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言に係るアイヌ関連については、関係団体等との情報の共有に努めるとともに国及び関係行政機関による検討・調整を注視していくこととする。</p> <p>2. 規準文書 この文書の適用にあたって、下記の文書が適用される。 <u>ISO/IEC ガイド59:1994 標準化の優良実施基準</u> <u>ISO/IEC ガイド2: 1996 標準化およびその関連活動に関する一般的用語</u></p> <p>2 用語の解説</p>	<p>SGEC 附属文書 2-12 2015 理事会 2015. 4. 1</p> <p style="text-align: center;">SGEC 規格の制定</p> <p>序文 この文書は、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」（以下「管理運営文書」という。）の第 2 章の認証規格について、公平、公正及び公開を旨とした適切な手順のもとで、その策定又は改正がなされるよう必要な要求事項を定める。</p> <p>1 適用範囲 この文書は「森林管理認証及び C o C 認証並びに関連する文書（以下「規格文書」という。）」の策定又は改正に係る要求事項を定める。</p> <p>森林認証制度に関わる新たな国際条約等の締結、国内制度の改正、更には新たな知見等が公表された場合で、必要な場合は速やかに認証規格の改正を行わなければならない。</p> <p>特に、ILO 169 号条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言に係るアイヌ関連については、関係団体等との情報の共有に努めるとともに国及び関係行政機関による検討・調整を見守っていくこととする。</p> <p>2 用語の解説</p>

<p>2-1 コンセンサス 重大な問題に関して、関係当事者の見解及び対立議論の調整が考慮されている全体的な合意 注意書：コンセンサスは全員一致を指す必要はない。</p> <p>3-2 不利な立場にあるステークホルダー <u>資金的または他の理由で規格・規準の制定作業に参画することが不利な立場にあるステークホルダー</u></p> <p>3-3 照会用原稿 <u>パブリックコメントに付されるために提案される原稿</u></p> <p>3-4 最終原稿 <u>最終承認に付されるために提案される原稿</u></p> <p>3-5 主要なステークホルダー <u>規格・規準制定作業の成果を得るために、その関与が欠かせないステークホルダー</u></p> <p>3-6 規格・規準文書 <u>森林認証制度に関わる規則、指針等を提供する文書</u></p> <p>3.7 改正 <u>規格・規準文書の内容について必要とされる変更</u> 注意書：改正の結果は、新しい版の規格・規準文書の発行によって提示される。</p> <p>3.8 レビュー 規格・規準文書について、再是認、変更、廃止されるべきかどうかを決定するために、その文書を点検する行為</p> <p>3-9 ステークホルダー 規格化の主題に関して利害を有する者、又は団体・組織</p> <p>3-10 規格 コンセンサスを得、SGEC理事会の承認を受けた文書で、SGEC認証に係る規定、指針等を提供するもの</p> <p>3-11 規格制定者 <u>本文書の規格制定者は（一社）緑の循環認証会議（SGEC）とする。</u></p> <p>3.12 作業用原稿 <u>専門部会（作業作業部会）の内部検討のために準備される原稿</u></p> <p>4 規格制定者（SGEC）</p> <p>4-1 SGECは、規格制定行為に関する手順書を有し、本文書の定めるところにより適切に実施しなければならない。</p> <p>4-2 SGECは、その規格制定の手順を公表し、ステークホルダーからのコメントを考慮し、規格制定手順の定期的なレビューを行わなければならない。</p> <p>4-3 SGECは、規格制定のプロセスに関する記録を保管し、この文書の手順にある要求事項への適合を証する文書を提供しなければならない。記録は、最低でも5年間は保管し、関係者からの要求があれば提供しなければならない。</p>	<p>2-1 コンセンサス 重大な問題に関して、関係当事者の見解及び対立議論の調整が考慮されている全体的な合意 注意書：コンセンサスは全員一致を指す必要はない。</p> <p>新たな設定</p> <p>2-2 レビュー 規格文書について、再是認、変更、廃止されるべきかどうかを決定するために、その文書を点検する行為</p> <p>2-3 ステークホルダー 規格の主題に関して利害を有する人、団体または組織</p> <p>2-4 規格 コンセンサスを得、SGEC理事会の承認を受けた文書で、SGEC認証に係る規定、指針等を提供するもの</p> <p>3 規格制定者</p> <p>3-1 本文書の規格制定者は（一社）緑の循環認証会議（SGEC）とする。</p> <p>3-2 検討・審議機関等及び規格の制定プロセス</p>
--	---

4-4 SGECは、規格制定に関する責任を負う恒常的な委員会等として次の委員会等を設置する。

規格の制定・改正に当たっては、専門部会で最終原稿を策定し、理事会において評議委員会の意見を聴いてこれを承認する。この場合、評議委員会で審議の結果、最終原稿に対して意見がある場合は、理事会は当該最終原稿を専門部会に差し戻し、専門部会は評議委員会との合同会議の開催等により合意を得るための作業を行い、再度最終原稿を策定し理事会の承認を得なければならない。

4-4-1 理事会

理事会は、SGEC 文書 1 の第 35 条に基づく規格制定を含む業務執行に関する決議機関である。理事は SGEC 文書 1 の第 25 条に基づき社員総会で選任され、その理事の選任に当たっては、各般にわたって公平・公正な審議がなされるよう学界、産業界及び NPO・環境団体等の 3 分野においてほぼ三等分した理事数となるよう考慮して選任される。

4-4-2 評議委員会

評議委員会は、SGEC 文書 1 の第 52 条に基づく会長の諮問を受けて理事会に意見を述べる機関である。評議委員は同条に基づき理事会によって選任され、学術、環境、市民・消費者の立場からの意見を求めるため学界及び NPO・環境団体等から適任者が選任される。

4-4-3 認証管理委員会

認証管理委員会は、SGEC 文書 2 の第 24 条に基づき認証制度の実施可能性を含む管理運営状況について調査・審議し、会長に意見を述べる機関である。認証管理委員は学界、森林管理経験者及び NPO・環境団体の認証制度管理に知識を有する者から理事会の承認を得て、会長が選任される。

4-4-4 専門部会

専門部会は、SGEC 文書の第 25 条に基づき会長の諮問により専門的な事項について調査する機関であるが、本文書において専門部会を規格（改正）案の最終原稿の策定作業を行う機関として位置付ける。専門委員は、会長が任命するが、その構成については次の要件を満たさなければならないものとする。

(a) 現実的かつ直接的な影響を受けるステークホルダーにアクセスが可能であること

(b) 規格・規準策定の過程において、関連する主題や地理的な適用範囲に関して単一の関係者の利害が支配される事態が生じないように、バランスのとれたステークホルダー（代表）で構成されること

(c) 規格・規準に関連して専門知識を有するステークホルダー、当該規格によって実質的な影響を受ける者、及び当該規格の実行に影響を及ぼす者を含めること

(d) 専門部会については、最終原稿等を作成するために関係業界で実務に精通した者（産業界）、認証制度

3-2-1 検討・審議機関等

(a) 理事会

- ・ SGEC 文書 1 の第 35 条に基づく規格制定を含む業務執行に関する決議機関である。
- ・ 理事は SGEC 文書 1 の第 25 条に基づき社員総会で選任される。理事の選任に当たっては、各般にわたって公平・公正な審議がなされるよう学界、産業界及び NPO・環境団体等の 3 分野においてほぼ三等分した理事数を選任する。

(b) 評議委員会

- ・ SGEC 文書 1 の第 52 条に基づく会長の諮問を受けて理事会に意見を述べる機関である。
- ・ 評議委員は同条に基づき学識経験者のうちから理事会が選任する。
- ・ 評議委員会は学術、環境、市民・消費者の立場からの危険を求めるため学界及び NPO・環境団体等から学識経験者を選任する。

(c) 認証管理委員会

- ・ SGEC 文書 2 の第 24 条に基づき認証制度の管理運営状況について調査・審議し会長に意見を述べる機関である。
- ・ 認証管理委員は学界、森林管理経験者及び NPO・環境団体の認証制度管理に知識を有する者から理事会の承認を得て会長が選任する。

(d) 専門部会

- ・ SGEC 文書の第 25 条に基づき会長の諮問を受けて認証規格素案の策定等を通じて意見を述べる機関である。
- ・ 専門委員は、認証規格素案等作成するために関係業界の中央組織の責任者等実務に精通し当該団体の推薦を受けた者及び認証制度に関し知識・経験を有する者等を会長が選任する。
- ・ 会長は必要がある場合は臨時的に関係分野の知識・経験を有する者を選任し専門部会内に作業部会を設置することができる。

に関し知識・経験を有する学識経験者（学会）、及びNPO・環境団体（社会）等、前項の要件を満たし、かつバランスのとれた構成を有する実務組織とする。また、「5-4」のプロセスを経て専門委員（専門部会内に作業部会を設置する構成員を含む。）の任命の修正を行わなければならないこととする。

4-4-5 ステークホルダー（利害関係者）会議

ステークホルダー会議は、SGEC文書2の第3条に基づき会長が招集し、広くステークホルダーの意見を聴く会議である。この会議は、諸種の都合により専門部会等に参画できないステークホルダーの意見を聴く機会とし、その審議結果を専門部会の審議に反映させることとする。なお、ステークホルダーの所在地は広域にわたっているため、メール等の方法によって各地域のステークホルダーの意見が聴取できるように努めることとする。

4-5 SGECは、規格制定に関する内容および手続き上の苦情に係る処理手順手続きについて、ステークホルダーにアクセスが可能でなければならない。苦情を受けた場合は、SGEC附属文書2-11-1に基づき下記について適切に実行しなければならない。

(a) 苦情の申立人に対し苦情の受理を確認すること

(b) 該当苦情について必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情の主題事項を十分調査して客観的に評価し、その苦情に関する結論を出すこと

(c) 苦情処理の過程と結論を苦情の申立人に対し正式に通達すること

4-6 SGECは、その規格制定に関する照会や苦情に関する連絡窓口は事務局とする。

5 規格の制定プロセス

規格の制定・改正に当たっては、前記「4-4」のプロセスにより行うこととするが、この場合、専門部会において最終原稿を策定するプロセスは、次によらなければならない。

5-1 SGECは、規格制定作業の目的および適用範囲に関係を有するステークホルダーを専門委員として任命しなければならない。

5-2 SGECは、不利な立場にあるステークホルダー及び主要なステークホルダーを特定し、それらのステークホルダーについて、その置かれている状況を十分配慮し、規格制定に関与できるよう積極的に努めなければならない。

特に、小規模森林所有者、小規模木材加工業者擁する地域のステークホルダー（北海道においてはアイヌ関連団体を含む。）の参加を求めなければならない。

5-3 SGECは、規格を制定しようとする場合は、その開始時期及びステークホルダーに参加を求める案内をホームページ上で公表するとともに、不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーを特定し、その者に対してもメール等によって前記と同様の措置を講じなければならない。

なお、前記の公表と案内状は下記を含まなければならない。

(a) 規格制定の目的、対象範囲などに関する情報および日程

(b) 規格制定プロセスにステークホルダーが専門部会等へ参画する機会に関する情報

(e) ステークホルダー（利害関係者）会議

・ステークホルダー会議は、SGEC文書2の第3条に基づき広くステークホルダーの意見を聴くために会長が招集し、意見を聴く会議である。

・同会議の開催に当たっては、主要な利害関係者に併せて、地域毎、また小規模森林所有及び小規模木材加工及び等について特定し、関係する団体等（北海道においてはアイヌ関連団体を含む。）の意見を聴かななければならない。また、それ以外のステークホルダーについても広く参加できるように努めなければならない。

・ステークホルダーの所在地が広域にわたるため、メール等の電磁的方法によって各地域のステークホルダーの意見が聴取できるようにしなければならない。

(f) パブリックコメント

・パブリックコメントは、SGEC文書2の第3条に基づき各界各層の意見を聴くためにSGEC認証制度の基本的な認証規格等の文書については60日を超える期間を設定し、意見公募を行わなければならない。（改定案5-4へ）

3-2-2 規格の制定プロセス

規格の策定・改正に当たっては、SGEC文書の第5章の理事会で決議に先立って次の手順を経なければならない。

(a) 会長は、認証制度運営に関してレビューを行い、調査・検討すべき課題について必要な手続きを経て「事業計画」で計画する。

(b) 会長は、専門部会（必要な場合は作業部会の設置）に「事業計画」で計画された課題について諮問し、意見（素案の策定）を求めなければならない。

(c) 会長は、専門部会で検討された素案について、ステークホルダー会議を開催し、広く意見を求めなければならない。

(d) 会長は、規格等認証制度の制定・改正について、その現地への適合性等について検証するために、認証管理委員会に諮り、意見を聴かななければならない。

(c) ステークホルダーに対し専門部会へ代表者等の参加申込みの案内
特に、不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダー等の招聘に関しては、関係情報が関係者に確実に届けなければならない。

(d) 適用範囲や規格制定のプロセスに関する意見書提出の依頼

(e) 公開された規格制定プロセスの説明

5-4 SGECは、公表から得られたコメントに基づいて規格制定のプロセスをレビューし、専門部会員（以下「専門部会内に設置する作業部会の構成員」を含む。）として参加申込に基づいて専門委員の構成を修正しなければならない。参加申込の承諾や拒絶は、専門部会の構成員のバランスや人員規模等に照らして説明が可能でなければならない。

5-5 専門部会による作業は、下記を満たすオープン、かつ透明な方法で実行されなければならない。

(a) 専門委員全員が、作業用原稿を入手できること

(b) 専門委員全員に、規格の策定又は改正に寄与し、作業用原稿に対するコメントを提出する機会が与えられること

(c) 専門委員から提出されたコメントについてはオープンで、かつ透明な方法が採られ、その解決法や提案された事項は記録されること

5-6 SGECは、専門部会において照会用原稿が策定された場合は、これに基づきパブリックコメントを実施することとし、その実施に当たっては下記を確実にしなければならない。

(a) パブリックコメントの開始と終了を適切な手段と時期に公表すること

(b) 不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーへの案内状は、当該関係者に確実に届けられること

(c) 照会用原稿は、公開し、一般に入手可能であること

(d) パブリックコメントは少なくとも60日間継続すること

(e) 受理されたすべてのコメントは専門部会によって客観的に勘案されること

(f) 受理されたコメントの概要及びその勘案結果はホームページなどによって一般公開されなければならない。

5-7 SGECは、認証管理委員会を開催し新規格の試行テストの可否について検討し、新規格の試行テストが必要と判断された場合はこれを行ない、その結果は専門部会審議における勘案の対象にされなければならない。

5-8 専門部会が、理事会の承認に付す最終原稿を策定する場合は、専門部会としてのコンセンサスに基づかなければならない。専門部会のコンセンサスを達成するために、反対意見がない場合は委員長がコンセンサスの成立を表明することができることとするが、反対意見がある場合には会議での挙手による可否の決議又は電子メールによる意見の表明（投票の代替）等のプロセスを用いてコンセンサスを達成することができる。

(e) 会長は、前記の検討・審議の経過を経た素案につて、専門部会で検討するとともに、その結果を踏まえパブリックコメントを実施しなければならない。

(f) 会長は、パブリックコメントの意見を付した素案について専門部会で検討する。会長はその結果を踏まえ理事会に諮る前に評議委員会に素案を諮問し、評議委員会は当該諮問に対して理事会に意見を述べる。理事会は評議委員会の意見を踏まえ十分審議の上決議する。

(g) なお、会長は、素案を理事会に諮る前に、意見が一致しない場合等で必要な場合は、前記（b）、（c）、（d）プロセスを繰り返し、また、専門部会内に必要な場合は作業部会を設置して意見の調整を行い、コンセンサスを得る努力を行わなければならない。

(h) 会長は、認証規格の制定に係る苦情があった場合には、SGEC附属文書2-11の「5」等に基づき適切に処理しなければならない。

(i) 前記の主な検討・審議の経過について記録し、適切な時期にホームページ等を通じて公表しなければならない。記録は少なくとも5カ年間は保管しなければならない。

3-2-3 前項の手順を経て認証規格等が改正された場合は速やかに公表しなければならない。

5-9 関連する利害の重要な部分について反対表明がある場合は、その問題について専門部会内に作業部会を設置し調査・審議等を行い解決しなければならない。

5-10 規格制定のプロセスの実行に関する文書は、一般に入手可能でなければならない。

5-11 理事会は、専門部会によってコンセンサスが達成されたことを証明する規格・規準文書について評議委員会の意見を聴いて正式に承認しなければならない。

6. 規格・規準文書の改正

6-1 認証規格は、5カ年を超えない範囲で定期的なレビュー若しくは改正を行わなければならない。その手順は前項と同様とする。

6-2 発効日は規格の公表から1年を超えてはならない。

6-3 改正された規格は発効日及び移行日を定めて公表しなければならない。

6-4 移行日は、改正規格・規準文書の実行がそれを超える期間を必要とすることが正当化される例外的な状況を除き、1年を超えてはならない。

4 認証規格及び関連する規格の改正について

4-1 認証規格は、5カ年を超えない範囲で定期的なレビュー若しくは改正を行わなければならない。その手順は前項と同様とする。

4-2 発効日は規格の公表から1年を超えてはならない。

4-3 改正された規格は発効日及び移行日を定めて公表しなければならない。

この場合、移行日は例外的なものを除き1年を超えてはならない。

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

SGEC 文書（規格）改訂案	SGEC 現行文書（規格）
<p>SGEC 附属文書 2-4 2012 理事会 2015.0.0</p> <p style="text-align: center;">グループ森林管理認証の要件 改訂案 抜粋</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>3. グループ主体と加盟者の機能と責任 3-1 共通事項</p> <p>(1) 加盟者の森林管理認証規格への適合性は、認証機関による審査と定期審査、レビューの対象となり、すべての加盟者が内部監査プログラムの対象範囲に含まれ、グループ主体はすべての加盟者を年次内部監査プログラムの対象とする要求事項を定めなければならない。</p> <p>(2) <u>年次内部監査プログラムに関する要求事項グループ組織全体の持続可能な森林管理への適合に関する十分な信頼性を与えられない。</u></p> <p>(3) <u>グループ主体は、グループ森林管理認証の加盟者の管理森林の一部又は全部が他の森林管理認証制度の認証と重複して受けている場合に、当該加盟者の森林管理に他の森林管理制度上の不適合が生じた場合は、その不適合について調査・検証し必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>SGEC 附属文書 2-4 2012 理事会 2015.4.1</p> <p style="text-align: center;">グループ森林管理認証の要件 抜粋</p> <p>1. 適用範囲</p> <p><u>なお、グループ森林管理認証の加盟者の管理森林の一部又は全部が他の森林管理認証制度の認証と重複して受けている場合に、当該加盟者の森林管理に他の森林管理制度上の不適合が生じた場合は、その不適合について調査・検証し必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3. グループ主体と加盟者の機能と責任 3-1 共通事項</p> <p>(1) 加盟者の森林管理認証規格への適合性は、認証機関による審査と定期審査、レビューの対象となり、すべての加盟者が内部監査プログラムの対象範囲に含まれ、グループ主体はすべての加盟者を内部監査プログラムの対象とする要求事項を定めなければならない。</p> <p>(2) <u>グループ森林管理認証の規格には、グループ組織全体の持続可能な森林管理への適合に関する十分な信頼性を与える年次内部監査プログラムに関する要求事項を定めなければならない。</u></p> <p>附則 この文書は2012年4月1日から施行する。</p> <p>附則2 この改正文書は、2015年4月1日から施行する。 但し、SGEC 認証制度がPEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2012年4月1日施行）の規定によることができることとする。</p>

SGEC 文書（規格）改正案	SGEC現行文書（規格）
<p>SGEC文書 3 2012 理事会 2015. 0. 0</p> <p style="text-align: center;">SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン 改正案 抜粋</p> <p>3 森林管理認証要求事項</p> <p> 基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定</p> <p>1-4 <u>5年を1期（5年毎に樹立する10年計画も含む。）とする森林経営計画又は市町村森林整備計画を遵守する森林管理計画（以下〈森林管理計画等〉と云う。）が樹立され、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されなければならない。</u></p> <p>1-4-1 森林管理計画等森林は、森林管理計画書等を常備しており、その実施状況を現地で確認できなければならない。<u>森林管理の基本方針は、計画事項の森林施業の実施に関する長期の方針等により確認されなければならない。また、森林管理の実施状況については現地で確認でき、森林管理認証規格に対する適合性を証明する記録として保管されなければならない。</u></p> <p> 基準2 生物多様性の保全</p> <p>2-1-3 原生林の人工林への転用は、下記による正当化可能な状況以外は、発生してはならない。</p> <p> a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。</p> <p> b 地域森林計画、市町村森林整備計画及び関連する生態系に関する保護・保全に関する法令等に反するものでないこと。 <u>なお、林地の林地以外の転用に当たっては、上記のほか森林法で定める保安林制度並びに森林計画制度及び林地開発制度に基づき適切に実施しなければならない。</u></p> <p> 基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持</p> <p>4-1 <u>森林管理者は、森林資源調査等に基づいた5カ年森林管理計画等の策定並びにその実行及びモニタリング結果に基づき、経済的、社会的、生態的影響を適切に評価し、森林管理の持続的な改善のサイクルを形成するとともに、これを適切な実行する体制が整備されなければならない。</u></p>	<p>SGEC文書 3 2012 理事会 2015. 4. 1</p> <p style="text-align: center;">SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン 抜粋</p> <p>3 森林管理認証要求事項</p> <p> 基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定</p> <p>1-4 <u>森林経営計画又はそれに準じる森林管理計画が樹立され、森林所有者等の自らの意志により、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されなければならない。</u></p> <p>1-4-1 森林経営計画認定森林は、森林経営計画書及び認定書の写しを常備しており、その実施状況を現地で確認できなければならない。森林管理の基本方針は、計画事項の「森林施業の実施に関する長期の方針」により確認しなければならない。 <u>上記以外の森林管理計画が樹立された森林は、森林管理計画書のほか、対象森林の管理目的に応じた長期計画があり策定されていないなければならない。</u></p> <p> 基準2 生物多様性の保全</p> <p>2-1-3 原生林の人工林への転用は、下記による正当化可能な状況以外は、発生してはならない。</p> <p> a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。</p> <p> b 地域森林計画、市町村森林整備計画、及び関連する生態系に関する保護・保全に関する法令等に反するものでないこと。</p> <p> 基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持</p> <p>4-1 <u>経済的、社会的、生態的な持続性に配慮し、森林資源調査等に基づいた森林管理計画等を作成し、適切な実行体制が整備されなければならない。</u></p>

4-7-3 林業薬剤（除草剤を含む）は必要最小限のものに限って使用しなければならない。使用する場合には、農薬取締法等に適合した管理マニュアルを定め、これに従って薬剤を取り扱わなければならない。
但し、WHO のタイプ1A および1B の殺虫剤については、他に利用可能な代替薬剤がない場合を除き、禁止しなければならない。なお、附属文書3-2において他に利用可能な代替薬剤がない場合の薬剤を例外使用薬剤として定める。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5-1-5 森林管理者は、北海道に先住するアイヌの人々に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）」及び「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。

また、アイヌの人々が利害関係者として特定される地域の森林管理者は、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に、森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議する手順を持たなければならない。また、協議が整わない場合には、公正な解決を図るための手順を併せて持たなければならない。

注意書：アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、2007年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」、2008年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009年7月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009年12月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている。

5-1-4 森林管理者は、森林管理に係る地元住民等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに公正な解決を図るための手順を定めていなければならない。

5-2-5 森林管理者は、適切な情報を得たうえで、利害関係者を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。

なお、森林管理計画等の策定において、地元の森林所有者や地域住民など、現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。

4-7-3 林業薬剤（除草剤を含む）は必要最小限のものに限って使用しなければならない。使用する場合には、農薬取締法等に適合した管理マニュアルを定め、これに従って薬剤を取り扱わなければならない。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

新たに設定

5-1-4 森林管理者は、森林管理に係る地元住民等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに法令等に基づく公正な解決を図るための手順を定めていなければならない。

5-2-5 森林管理者は、森林管理計画を策定するに当たって、適切な情報を得たうえで、利害関係者を特定し、関係する法律、条例等が定める森林認証に関連する事項について、関係者の意見を聴かなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。

<p>5-4 森林管理者は、従業員や委託・請け負わせ先に対して、定められた森林区域内で<u>森林管理認証基準・指標・ガイドライン（森林管理認証規格）の要求事項を遵守させるとともに、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施するとともに、その実施状況を把握していなければならない。</u></p>	<p>5-4 従業員や委託・請け負わせ先に対して、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施し、または実施状況を把握していなければならない。</p> <p>附則 この文書は2012年4月1日から施行する。</p> <p>附属2 この改正文書は、2015年4月1日から施行する。 但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2012年4月1日施行）の規定によることができるものとする。</p>
<p>SGEC 文書（規格）改正案</p>	<p>SGEC 現行文書（規格）</p>
<p>SGEC文書 4 2012 理事会 2015. 0. 0</p> <p>SGEC・CoC認証ガイドライン 改正案 抜粋</p> <p><u>6-2の次に6-3を新たに追加</u> <u>6-3 PEFCロゴ及びラベルの使用</u> <u>CoC管理事業体は、SGECがPEFCとの相互承認以降についてSGEC認証材についてPEFCロゴ及びラベルの使用及び表示することができる。</u> <u>但しPEFCロゴ及びラベルを使用する場合はPEFC ST 2002 7.2項及びPEFC GD 1005に基づき適正に表示されなければならない。</u></p> <p>8 CoCにおける社会、保健、安全上の要求事項 8-1 適用範囲 <u>CoC管理事業体は、ILO基本条約（日本未批准条約を除く）及び未批准のILO条約第105号及びILO条約第111号に関連する労働基準法及びその他の国内法令を遵守しなければならない。</u></p>	<p>SGEC文書 4 2012 理事会 2015. 4. 1</p> <p>SGEC・CoC認証ガイドライン 抜粋</p> <p>新たに設定</p> <p>8 CoCにおける社会、保健、安全上の要求事項 8-1 適用範囲 <u>この項は、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言（1998）に基づく保健、安全および労働問題に関する要求事項を含む。</u></p> <p>附則 この文書は2012年4月1日から施行する。</p> <p>附則2 この改正文書は、2015年4月1日から施行する。 但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2012年4月1日施行）の規定によることができる。</p>

SGEC 文書（規格）改正案	SGEC 現行文書（規格）
<p>SGEC 附属文書 2-8 2012 理事会 2015. 0. 0</p> <p style="text-align: center;">統合 CoC 管理事業体の要件 改正案 抜粋</p> <p>3-2-1 本部の機能と役割については以下の通りとする。</p> <p>(1) 本部は、統合 CoC 管理事業体を代表する。</p> <p>(2) 認証機関に認証の申請と事業拠点のリストなど認証の適用範囲を提出する。</p> <p>(3) 認証機関との契約関係を確実にする。</p> <p>(4) 必要に応じて、事業拠点の対象範囲を含む認証適用範囲の拡大または縮小の要求を認証機関に提出する。</p> <p>(5) <u>本部は、統合CoC管理事業体を代表して、この規格を遵守するCoC を構築し、これを維持することのコミットメントを提供しなければならない。</u></p> <p>(6) <u>本部は、この規格に則った CoC の効果的な実行と維持のために必要な情報と指針について全てを事業拠点に提供しなければならない。</u> 本部は下記の情報またはその情報へのアクセス手段を提供しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このCoC規格書及びこの規格の要求事項の実行に関わる SGEC4-2 SGEC・CoC 認証ガイドライン使用ガイド ・SGC ロゴマークを使用する場合は、SGEC 附属文書 2-2 SGEC ロゴマークの使用要領及び SGEC 附属文書 2-1 別紙 SGEC ロゴマーク、また、PEFC のロゴを使用する場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFC ロゴ使用規則—要求事項第二版及び指針書 ・統合 CoC 管理事業体のマネジメントに関する本部としての諸手順 ・評価と監査を目的として、認証機関または認定機関が事業拠点の文書と施設へのアクセスを得る権利、及び事業拠点の情報を第三者に開示する権利に関する認証機関との契約条件 ・統合 CoC 管理事業体の認証における事業拠点の相互責任の原則の説明 <p>注：「相互責任」とは、本部又は事業拠点における不適合状況について、統合 CoC 管理事業体全体への是正措置要求、内部監査の徹底、統合 CoC 管理事業体からの排除などの結果を前提とした責任を意味する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査プログラムや認証機関の評価及び監査の結果及び個々の事業拠点に当てはまる是正、予防処置 <p>(7) <u>本部は、この規格に則った CoC の実行及び維持に関するすべての事業拠点のコミットメントを含む組織上又は契約上の連結を提供する。本部は、本部が是正又は予防措置を実行、強制し、この規格を遵守しない場合は認証適用範囲から除外する措置をとる権利を有する旨の書面による契約書または合意文書をすべて</u></p>	<p>SGEC 附属文書 2-8 2012 理事会 2015. 4. 1</p> <p style="text-align: center;">統合 CoC 管理事業体の要件 抜粋</p> <p>3-2-1 本部の機能と役割については以下の通りとする。</p> <p>(1) 本部は、統合 CoC 管理事業体を代表する。</p> <p>(2) 認証機関に認証の申請と事業拠点のリストなど認証の適用範囲を提出する。</p> <p>(3) 認証機関との契約関係を確実にする。</p> <p>(4) 必要に応じて、事業拠点の対象範囲を含む認証適用範囲の拡大または縮小の要求を認証機関に提出する</p> <p>新規設定</p> <p>。</p> <p>(5) 本部は、「SGEC・CoC 認証ガイドライン」及び当文書に基づき全体の CoC の方針・計画を立案し、これを事業拠点に対し徹底するとともに、その計画を管理・維持し、適宜、見直しを行う。<u>本部は下記の情報またはその情報へのアクセス手段を提供しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・このCoC規格書 ・SGEC 附属文書 2-2 ロゴマークの使用要領 ・統合 CoC 管理事業体のマネジメントに関する本部としての諸手順 ・評価と監査を目的として、認証機関または認定機関が事業拠点の文書と施設へのアクセスを得る権利、及び事業拠点の情報を第三者に開示する権利に関する認証機関との契約条件 ・統合 CoC 管理事業体の認証における事業拠点の相互責任の原則の説明 <p>注：「相互責任」とは、本部又は事業拠点における不適合状況について、統合 CoC 管理事業体全体への是正措置要求、内部監査の徹底、統合 CoC 管理事業体からの排除などの結果を前提とした責任を意味する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査プログラムや認証機関の評価及び監査の結果及び個々の事業拠点に当てはまる是正、予防処置 <p>(6) SGEC の規格に則った CoC の実行及び維持に関するすべての事業拠点のコミットメントを含む組織上または契約上の連結を提供する。本部は、本部が是正又は予防措置を実行、強制し、この規格を遵守しない場合は認証適用範囲から除外する措置をとる権利を有する旨の書面による契約書または合意文書をすべての事業拠点との間に交わさなければならない。</p>

<p>の事業拠点との間に交わさなければならない。</p> <p>(8) 統合 CoC 管理事業体のマネジメントのための文書化された手順を確立する。</p> <p>(9) 本部及び事業拠点によるこの規格の要求事項の遵守に関する記録を保持する。</p> <p>(10) 内部監査プログラムを運営する。内部監査プログラムは下記を取り扱わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関による審査の開始に先んじて行うすべての事業拠点の現場検査（本部自身の中央指揮機能を含む。） ・ 認証範囲に含まれるすべての事業拠点（本部自身の中央指揮機能を含む。）の年次現場検査 ・ 新しい事業拠点に追加の場合、認証機関による認証範囲の拡大プロセスに先んじる新しい事業拠点の現場検査 <p>(11) 内部監査の結果や認証機関による評価や監査の結果報告のレビューを含む、本部及び事業拠点の適合性に関するレビューを実践する。必要な場合、是正及び予防処置の構築、また、取られた是正処置の効果を評価しなければならない。</p>	<p>(7) 統合 CoC 管理事業体のマネジメントのための文書化された手順を確立する。</p> <p>(8) 本部及び事業拠点によるこの規格の要求事項の遵守に関する記録を保持する。</p> <p>(9) 内部監査プログラムを運営する。内部監査プログラムは下記を取り扱わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関による審査の開始に先んじて行うすべての事業拠点の現場検査（本部自身の中央指揮機能を含む。） ・ 認証範囲に含まれるすべての事業拠点（本部自身の中央指揮機能を含む。）の年次現場検査 ・ （新しい事業拠点に追加の場合）認証機関による認証範囲の拡大プロセスに先んじる新しい事業拠点の現場検査 <p>(10) 内部監査の結果や認証機関による評価や監査の結果報告のレビューを含む、本部及び事業拠点の適合性に関するレビューを実践する。要求がある場合、是正及び予防処置の構築、また、取られた是正処置の効果を評価しなければならない。</p> <p>附則 この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附属 2 この改正文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>但し、SGEC 認証制度が P E F C 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2012 年 4 月 1 日施行）の規定によることができるものとする。</p>
--	--

SGEC 文書（規格）改正案	SGEC 現行文書（規格）
<p>SGEC 附属文書 2-10 2014 理事会 2015. 0. 0</p> <p style="text-align: center;">SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項の改正案 抜粋</p> <p>1 適用範囲 1・7 機密性 ISO/IEC17065 の4.5 項に規定されるすべての要求事項が適用される。</p> <p>II 森林管理 2・1・1 認証審査チームの資格・経験 森林管理認証審査チームには、① 認証基準（SGEC 森林管理基準）に関する知識、② 認証審査に関する知識が必要とされる他、<u>以下に規定される資格を有する者で、「a)～f)」の者については最低 2 年間の勤務経験を有する者若しくは「g)」に該当する者の内いずれかのメンバーを含む。</u></p> <p>a) 農学に関する博士号取得者 b) 技術士（森林部門） c) 林業技士（森林総合監理部門） d) 林業普及指導員 e) 林業改良普及員（AG）経験者 f) 林業専門技術員（SP）経験者 g) 林業経営・管理・指導・研究経験者 [勤務経験年数] • 大学院修了4年以上 • 大学卒6年以上 • 短大卒8年以上 • 高校卒12年以上</p> <p>3 プロセス要求事項 3・1・2 要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供及び審査計画の通知 <u>3・1・2・1 認証申請者はSGEC 管理運営文書、SGEC 森林管理基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも別に示す「SGEC 森林管理基準適合性確認事</u></p>	<p>SGEC 附属文書 2-10 2014 理事会 2015. 4. 1</p> <p style="text-align: center;">SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項の改正抜粋</p> <p>1 適用範囲 新たに設定</p> <p>II 森林管理 2・1・1 認証審査チームの資格・経験 森林管理認証審査チームには、① 認証基準（SGEC 森林管理基準）に関する知識、② 認証審査に関する知識が必要とされる他、以下に規定される資格、経験の内いずれかを有するメンバーを含む。</p> <p>a) 農学に関する博士号取得者 b) 技術士（森林部門） c) 林業技士（森林総合監理部門） d) 林業普及指導員 e) 林業改良普及員（AG）経験者 f) 林業専門技術員（SP）経験者 g) 林業経営・管理・指導・研究経験者 [経験年数] • 大学院修了4年以上 • 大学卒6年以上 • 短大卒8年以上 • 高校卒12年以上</p> <p>3 プロセス要求事項 3・1・2 要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供 認証申請者はSGEC 管理運営文書、SGEC 森林管理基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも別に示す「SGEC 森林管理基準適合性確認事項」に基づき、文書及び現地確認を実施するに必要な基本的な事項が含まれる。</p>

<p>項」に基づき、文書及び現地確認を実施するために必要な基本的な事項が含まれる。</p> <p><u>3. 1. 2. 2 認証機関は、審査行為の遂行と日程に関する合意の基盤を作るために、審査ごとの審査計画が確実に立てられるための手順を文書化しなければならない。その審査計画は、申請者に伝えられ、また、申請者との間に日程に関する事前の合意が取り付けられなければならない。</u></p> <p><u>注意書：審査計画の準備のための指針は、ISO19011 の 6.3.2 項で示されている。</u></p> <p>3・2 評価</p> <p><u>認証機関は、CoC の初回審査をISO19011 の6.4 項にある関連指針に従って実行しなければならない。初回の審査および再認証の審査は、現場で実行しなければならない。</u></p> <p>3・2・3 評価報告</p> <p>3・2・3・1 評価対象の確認</p> <p><u>評価報告者は、申請者の組織及び申請認証対象森林を確認しなければならない。</u></p> <p>3・2・3・2 認証基準の明示</p> <p><u>評価報告書は適用された次の認証規格を明示しなければならない。</u></p> <p>a) <u>森林管理認証要求事項 (SGEC 文書 3 「3」)</u></p> <p>b) <u>SGEC 森林管理基準適合性確認事項 (SGEC 附属文書 2-10-1)</u></p> <p>c) <u>SGEC2-2 ロゴマーク使用要領</u></p> <p>d) <u>その他必要な認証規格</u></p> <p>3・2・3・3 レビュー</p> <p><u>ISO/IEC17065 の第 7.5 項に定められるすべての要求事項が適用される。</u></p> <p>3・2・4 認証審査</p> <p>3・2・4・1 <u>認証審査の所見は、重大な不適合、軽微な不適合および要観察事項、として分類しなければならない。</u></p> <p>3・2・4・2 <u>重大不適合および軽微不適合は是正されなければならない、是正行為は認証や更新認証を授与する前に認証機関による検証を受けなければならない。</u></p> <p>3・2・4・3 <u>定期審査において確認された重大不適合および軽微不適合は、組織による、不適合解消のための是正処置を伴わなければならない。日程を含む是正処置の計画は、認証機関によるレビューの上、容認されなければならない。定期審査において確認された重大不適合の是正と認証機関によるその検証の完了のための時期・時間は認証機関自身の規則に従うが、3 ヶ月を超えてはならない。軽微不適合の是正処置は、遅くとも次回の定期審査までの間に検証されなければならない。</u></p> <p>3・2・4・3 <u>初回審査、定期審査、および、更新審査において確認された不適合に関するすべての是正処置は、認証機関による現場検証、又はその他の適切な検証方法による検証を受けなければならない。</u></p>	<p>新たに設定</p> <p>3・2 評価</p> <p>新たに設定</p> <p>3・2・3 評価報告</p> <p><u>SGEC 運営文書、SGEC 森林管理認証等による審査に必要な範囲においてSGEC 森林管理認証審査調査に基づき評価を実施し報告する。</u></p> <p>3・2・3・1 評価対象の確認</p> <p><u>SGEC 運営文書第 4 条、第 5 条に基づき確認する。</u></p> <p>3・2・3・2 認証基準の明示</p> <p><u>SGEC 運営文書、SGEC 森林管理認証基準等による審査に必要な範囲において使用した基準等を明記する。</u></p> <p>新たに設置</p>
---	---

Ⅲ 森林生産物の分別管理（C o C）

1 一般要求事項

1・1 ロゴマークの使用

1・1・1 ロゴマーク使用ライセンス

SGEC運営文書第2条に定める「SGECロゴマーク」及び附属文書2-2 SGECロゴマーク使用要領による。

但し、PEFCロゴを使用する場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則—要求事項 第二版による

2・1・1 認証審査チームの資格・経験

認証審査チームには、① 認証基準（SGEC・C o C基準）に関する知識、② 認証審査に関する知識が必要とされる他、以下に規定される資格を有する者で、「a)～g)」の者については最低2年間の勤務経験を有する者、若しくは「h)」に該当する者の内いずれかのメンバーを含む。

以下に規定される資格、経験の内いずれかを有するメンバーを含む。

- a) 農学に関する博士号取得者
- b) 技術士（森林部門）
- c) 林業技士（森林総合監理部門）
- d) 林業普及指導員
- e) 林業改良普及員（AG）経験者
- f) 林業専門技術員（AP）経験者
- g) 森林生産物の検査経験を有するJAS検査員
- h) 林産物関連業務・関連審査・関連研究経験者

[勤務経験年数]

- 大学院修了4年以上
- 大学卒6年以上
- 短大卒8年以上
- 高校卒12年以上

3 プロセス要求事項

3・1・2 要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供及び審査計画の通知

3・1・2・1 認証申請者はSGEC運営文書、SGEC・C o C基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも以下の事項が含まれる。

- a) 認証生産物の管理（C o C）の方式（「SGEC・C o C認証ガイドライン」の5-2の「物理的管理方式」若しくは同5-3の「パーセンテージ方式」以下同じ）
- b) 構成比率の計算方法（前aと同文書による）
- c) 構成比率の認証生産量への適用振替（前aと同文書による）
- d) 由来の定義（附属文書4-1「SGEC認証の原材料に関する文書」 以下同じ）
- e) SGECロゴマークを使用したい場合は、SGECロゴマークの使用の申請（附属文書2-2「SG

Ⅲ 森林生産物の分別管理（C o C）

1 一般要求事項

1・1 ロゴマークの使用

1・1・1 ロゴマーク使用ライセンス

SGEC運営文書第2条に定める「SGECロゴマーク」及び附属文書2-2 SGECロゴマーク使用要領による。

2・1・1 認証審査チームの資格・経験

認証審査チームには、① 認証基準（SGEC・C o C基準）に関する知識、② 認証審査に関する知識が必要とされる他、以下に規定される資格、経験の内いずれかを有するメンバーを含む。

- a) 農学に関する博士号取得者
- b) 技術士（森林部門）
- c) 林業技士（森林総合監理部門）
- d) 林業普及指導員
- e) 林業改良普及員（AG）経験者
- f) 林業専門技術員（AP）経験者
- g) 森林生産物の検査経験を有するJAS検査員
- h) 林産物関連業務・関連審査・関連研究経験者

[経験年数]

- 大学院修了4年以上
- 大学卒6年以上
- 短大卒8年以上
- 高校卒12年以上

3 プロセス要求事項

認証申請者はSGEC運営文書、SGEC・C o C基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも以下の事項が含まれる。

- a) C o Cの方式（「IV SGEC C o C認証ガイドライン」の3の「分別管理方式」若しくは同4の「パーセンテージ方式」以下同じ）
- b) 構成比率の計算方法（SGEC文書4 SGEC・C o C認証ガイドラインによる。）
- c) 構成比率の認証生産量への適用振替（前bと同文書による）
- d) 由来の定義（附属文書4-1「SGEC認証の原材料に関する文書」 以下同じ）
- e) SGECロゴマークを使用したい場合はSGECロゴマーク使用の申請（附属文書2-2「SGECロゴマーク使用要領」）

<p>ECロゴマーク使用要領」による。 但し、PEFC ロゴを使用したい場合は <u>PEFC ST 2001:2008 PEFC ロゴ使用規則－要求事項 第二版に基づく申請による。</u></p> <p><u>3. 1. 2. 2 認証機関は、審査行為の遂行と日程に関する合意の基盤を作るために、審査ごとの審査計画が確実に立てられるための手順を文書化しなければならない。その審査計画は、申請者に伝えられ、また、申請者との間に日程に関する事前の合意が取り付けられなければならない。</u> <u>注意書：審査計画の準備のための指針は、ISO19011 の6.3.2 項で示されている。</u></p> <p>3・2 評価 <u>認証機関は、CoC の初回審査をISO19011 の6.4 項にある関連ガイダンスに従って実行しなければならない。初回の審査および再認証の審査は、現場で実行しなければならない。</u></p> <p>3・2・3 評価報告</p> <p>3・2・3・1 評価対象の確認 <u>評価報告者は、申請者の組織、プロセス、生産バッチおよびその製品に関して、CoC の対象となる部分を確認しなければならない。</u></p> <p>3・2・3・2 認証基準の明示 <u>評価報告書は適用された次の認証規格を明示しなければならない。例えば、申請者の CoC に適用される下記を含む CoC 規格</u> <u>a) 認証生産物の管理 (CoC) の方式</u> <u>b) 認証率の計算方法、</u> <u>c) 認証率の生産品への振替、</u> <u>d) 適用した由来の定義、</u> <u>e) SGECロゴマーク使用要領</u> <u>f) 出処に問題がある由来を持つ原材料の回避に関する要求事項</u> <u>g) その他必要な認証規格</u></p> <p><u>3・2・3・3 レビュー</u> <u>ISO/IEC17065 の第7.5 項に定められるすべての要求事項が適用される。</u></p> <p>3・2・4 認証審査 <u>3・2・4・1 認証審査の所見は、重大な不適合、軽微な不適合および要観察事項、として分類しなければならない。</u> <u>3・2・4・2 重大不適合および軽微不適合は是正されなければならない、是正行為は認証や再認証を授与する前に認証機関による検証を受けなければならない。</u> <u>3・2・4・3 定期審査において確認された重大不適合および軽微不適合は、組織による、不適合解消のための是正処置を伴わなければならない。日程を含む是正処置の計画は、認証機関によるレビューの上、容認されなければならない。定期審査において確認された重大不適合の是正と認証機関によるその</u></p>	<p>新たに設定</p> <p>3・2 評価</p> <p>3・2・3 評価報告 <u>SGEC運営文書、SGEC・CoC基準等による審査に必要な範囲においてSGEC・CoC認証審査調査に基づき評価を実施し報告する。</u></p> <p>3・2・3・1 評価対象の確認 <u>SGEC運営文書第10条、第11条、第13条に基づき確認する。</u></p> <p>3・2・3・2 認証基準の明示 <u>SGEC運営文書、SGEC・CoC基準等による審査に必要な範囲において使用した基準等を明記する。</u></p> <p>新たに設定</p>
---	---

検証の完了のための時期・時間は認証機関自身の規則に従うが、3 か月を超えてはならない。軽微不適合の是正処置は、遅くとも次回の定期審査の期間中に検証されなければならない。

3・2・4・3 初回審査、定期審査、および、再認証審査において確認された不適合に関するすべての是正処置は、認証機関による現場検証、又はその他の適切な検証方法による検証を受けなければならない。

附則1 「1・1」の認証機関は「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」第19条に基づきSGECの公示を受けている機関とするが、PEFCとの相互承認に移行した場合には、国際認定フォーラム（IAF）相互認証メンバーの認定機関より製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）に基づき認定を受けている認証機関でSGECの公示を受けている機関とする。

附則2 この文書の施行は、2014年7月1日とする。
但し、この文書の施行するに準備を要する認証機関にあつては、施行日以降6か月間の移行するための期間を設けることができるものとする。

SGEC 文書（規格）改正案	SGEC 現行文書（規格）
<p>SGEC 附属文書 2-10-3 0000 理事会 2015.0.0</p> <p style="text-align: center;">統合 CoC 管理事業体認証 新規制定</p> <p>序論</p> <p><u>本文書は SGEC 附属文書 2-8「統合 CoC 管理事業体の要件」の要求事項を満たす複数の事業拠点を有する統合 CoC 管理事業体を認証する認証機関に対する要求事項を定める。</u></p> <p><u>1 適用範囲</u></p> <p><u>統合 CoC 管理事業体の認証を行う認証機関に対する要求事項については、SGEC 附属文書 2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」において規定するほか本文書の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 認証機関に関する適格性基準</u></p> <p><u>認証機関は、評価のプロセスを開始する前に、本文書と SGEC 附属書 2-8 が規定する適格基準に関する情報を申請者に提供しなければならない。また、万一統合 CoC 管理事業体に関する適格基準が満たされない場合は、評価を継続することができない。評価のプロセスを開始する前に、認証機関はこれらの適格基準に関する不適合が審査中に発覚した場合は、認証書が発行されないことを申請者に伝えなければならない。</u></p> <p><u>2-1 契約書のレビュー</u></p> <p><u>2-1-1 認証機関の手順においては、当初の契約のレビューにより、認証の対象となる CoC の範囲に含まれる行為の複雑性と規模、及び SGEC 附属文書 2-10「III3・3」規定するサンプリング（以下同じ）のレベルを決定する根拠としての事業拠点間のあらゆる相違が確認されることを確実にしなければならない。</u></p> <p><u>2-1-2 認証機関は、認証を遂行する上で契約上の相手方である申請者の本部機能を確認しなければならない。契約の合意は、認証機関による申請者のすべての事業拠点における認証活動を可能とするものでなければならない。</u></p> <p><u>2-1-3 認証機関は、個々のケース毎に、申請者の事業拠点について同じ方法を適用して CoC の実行が出来る同じ原材料のフローをどこまで有しているかについて分析しなければならない。申請者に含まれる事業拠点の類似性は、サンプリングの手順を適用する際に考慮されなければならない。</u></p> <p><u>2-1-4 認証機関は、「2-1-1」、「2-1-2」及び「2-1-3」が要求する行為が実行されたかどうかを示す記</u></p>	<p>新たに設定</p>

録を保持しなければならない。

2-2 審査

2-2-1 認証機関は、統合CoC管理事業体の審査を処理するための手順を文書化しなければならない。文書化、記録のレビュー、現場審査などを含む審査手順について、認証機関は、CoC の要求事項が実際に全事業拠点にわたって適用され、また、SGEC附属文書2-8を含むCoC 規格のすべての基準が順守されていることを確認する方法を確立しなければならない。

2-2-2 評価・監査に複数の審査チームが関与する場合には、認証機関は、すべての審査チームの審査結果を統括し、総合的な報告書を作成する責任を有する一人のリード審査員を指定しなければならない。

2-3 不適合

2-3-1 統合CoC管理事業体の申請者の内部監査または認証機関の審査によって、いずれかの事業拠点における不適合が発見された場合は、その他の事業拠点が受ける影響について判断するための調査を実行しなければならない。認証機関は、当該不適合がすべての事業拠点に影響し当該申請人のCoC 全般的な不具合をもたらすものであるかどうかを判断するために、申請者に対しその不適合のレビューを要求しなければならない。もし、当該不適合が申請者のCoC全般の不具合をもたらすものであると判断された場合は、是正行為が本部および個々の事業拠点においても実行されなければならない。万一、そうではないと判断された場合は、申請者は認証機関に対しそのフォローアップに制限付けをする正当な理由を示すことが可能でなければならない。

2-3-2 認証機関は、これらの行為の証拠書類を要求し、コントロールの再構築について納得するまでサンプリング度数を増加しなければならない。

2-3-3 決定のプロセスにおいていずれかの事業拠点に不適合があった場合、認証機関は、十分な是正処置が取られるまでの間、統合CoC管理事業体申請者全体に対する認証を行うことができない。

2-3-4 申請者の単一の事業拠点における不適合の存在によって起きた障害の解決を目的として、当該申請者が認証プロセスの期間中に問題を有する事業拠点を認証の対象から除外することを要求した場合、これを認めることはできない。

2-4 認証書

2-4-1 認証書は申請者の本部の名称と住所宛てに1通発行しなければならない。認証書に関連するすべての事業拠点のリストは、認証書上、関係附属書又は認証書上に言及するその他の形式に基づき作成されなければならない。認証書上の適用範囲又はその他の言及は、認証された規格がリスト上の事業拠点のネットワークによって実行されていることを明確にしなければならない。もし個々の事業拠点が異なる認証生産物の管理（CoC）の方式や原材料の由来に関する定義を適用する場合は、該当するCoC 規格が適用され

たことを認証書上、又は個々の事業拠点に関する附属書上に明示しなければならない。

2-4-2 子（支）認証書（sub-certificate）は、原認証書と同様の適用範囲、またはその適用範囲の子（支）適用範囲（sub-scope）を対象とし、さらに原認証書への明確な言及があれば、発行することが可能である。

2-4-3 本部又は事業拠点が認証書の維持に必要な規格を満たさない場合、当該認証書は全体的に無効となる。（前記2-2 項を参照）

2-4-4 事業拠点のリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、統合CoC管理事業体に対し、事業拠点の閉鎖、開設又は行為内容の変更などに関する情報の伝達を要求しなければならない。その様な情報の通達がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に従ってしかるべき措置を取らなければならない。

2-4-5 監査又は再評価の結果として既存の認証書に事業拠点を追加することは可能である。認証機関は新しい事業拠点の追加に関する手順を有していなければならない。

注意書：特別の業務遂行を目的に組織が建造した一時的な事業拠点は、統合 CoC 管理事業体の業務の一部として扱うことはできない。現地審査のサンプリングは、あくまでも CoC 認証の対象である恒常的な事業拠点による行為の確認を目的とするものであり、前記のような一時的な事業拠点において実行された行為を対象にするものではない。即ち、統合 CoC 管理事業体認証は、一時的なサイト自体を認証するものではない。

3 審査時間

3-1 認証機関は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針に関して、統合CoC管理事業体の審査に費やす時間の正当な理由を示すことが可能でなければならない。

3-2 初回審査、定期審査及び更新審査の一環として個別事業拠点ごとに費やす最低限の審査時間は、SGEC 附属文書2-10「III3・2・2」項の定める初回審査と同様である。CoC 規格の要求事項のうち、本部でのみ審査される項目で事業拠点に関連しないものを考慮して省略することは可能である。

3-3 本部については、審査される項目を省略することは許容されない。

SGEC 文書（規格）改正案	SGEC 現行文書（規格）
<p>SGEC 附属文書 2-11-1 2015 理事会 2015.00</p> <p style="text-align: center;">SGEC 苦情処理に関する文書 改正案 抜粋</p> <p>7 苦情処理 (1) 苦情の処理に当たって、SGEC 文書 2 「SGEC 管理運営文書」第 27 条に基づき適切な措置を迅速に講じる。</p>	<p>SGEC 附属文書 2-11-1 2015 理事会 2015.4.1</p> <p style="text-align: center;">SGEC 苦情処理に関する文書 抜粋</p> <p>7 苦情処理 (1) 会長は、苦情の処理に当たって、<u>関連する事項について十分調査検討させた上で</u>、SGEC 文書 2 「SGEC 管理運営文書」第 27 条に基づき適切な措置を迅速に講じる。</p> <p>附則 この文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。 但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。</p>

SGEC 文書（規格）改正案	SGEC 現行文書（規格）
<p>SGEC 附属文書 2-2-1 2015 理事会 2015.0.0</p> <p style="text-align: center;">SGEC ロゴマークライセンスの発行について 改正案 抜粋</p> <p>序文 なお、SGEC が PEFC の日本の PEFC 認証管理団体として PEFC と契約し、SGEC が PEFC の委任を受けて PEFC・COC 認証企業 <u>に対して</u> PEFC ロゴライセンスの発行を行う。<u>この場合</u>、SGEC は、PEFC 評議会文書「PEFC 評議会による PEFC ロゴライセンスの発行 (PEFC GD 1004:2009)」<u>に基づき</u>行う。</p>	<p>GEC 附属文書 2-2-1 2015 理事会 2015.4.1</p> <p style="text-align: center;">SGEC ロゴマークライセンスの発行について 抜粋</p> <p>序文 なお、SGEC が PEFC の日本の PEFC 認証管理団体として PEFC と契約し、SGEC が PEFC の委任を受けて PEFC・COC 認証企業の PEFC ロゴライセンスを発行する場合は、PEFC 評議会文書「PEFC 評議会による PEFC ロゴライセンスの発行 (PEFC GD 1004:2009)」による。</p> <p>附則 この文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。 但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。</p>

SGEC 附属文書
2-10-4 0000
理事会
2015. 0. 0

SGEC 及び／又は PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について（新規制定）

目次

1. 目的

この指針は、SGEC が承認する森林管理認証及び／又は CoC 認証、並びに PEFC が承認する CoC 認証をそれぞれ実施する認証機関に対する公示に関する事項について規定する。

2. 適用範囲

この指針は、SGEC 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」の「5」及び／又は PEFC テクニカル文書 附属文書 6（「認証と認定手順」）の「6」を根拠とする。

この指針は、日本国内における SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」第 3 章「森林管理認証」及び第 4 章「CoC 認証」並びに／又は PEFC の CoC 認証（テクニカル文書 附属書 4 「林産物の CoC—要求事項」）を行なう認証機関に対して SGEC 公示及び／又は PEFC 公示をその対象範囲とする。

なお、この指針で規定する PEFC の CoC 認証（テクニカル文書 附属書 4 「林産物の CoC—要求事項」）を行なう認証機関に関しては、SGEC 認証制度と PEFC 国際認証制度との相互承認が認められ、かつ日本における CoC 認証に対する PEFC 公示について、SGEC と PEFC 評議会との間で契約が締結され、SGEC が、その公示業務を代行して行うことについて PEFC 評議会が認可した時点から有効となる。

3. 公示のための条件

SGEC 及び／又は PEFC 公示を申請する認証機関は下記を満たさなければならない。

3-1 法人であること。

但し、SGEC 認証機関にあつては、SGEC 文書 2 SGEC 認証制度の管理運営に関する文書の第 19 条の規定を満たす法人であること。

3-2 認証機関の身元やその他「SGEC 附属文書 2-2-2 及び PEFC の登録システム」で規定するデータについては、一般公開を可とし、SGEC 及び PEFC 評議会のホームページのデータベース上に列挙することに同意すること。

3-3 認証機関の認定

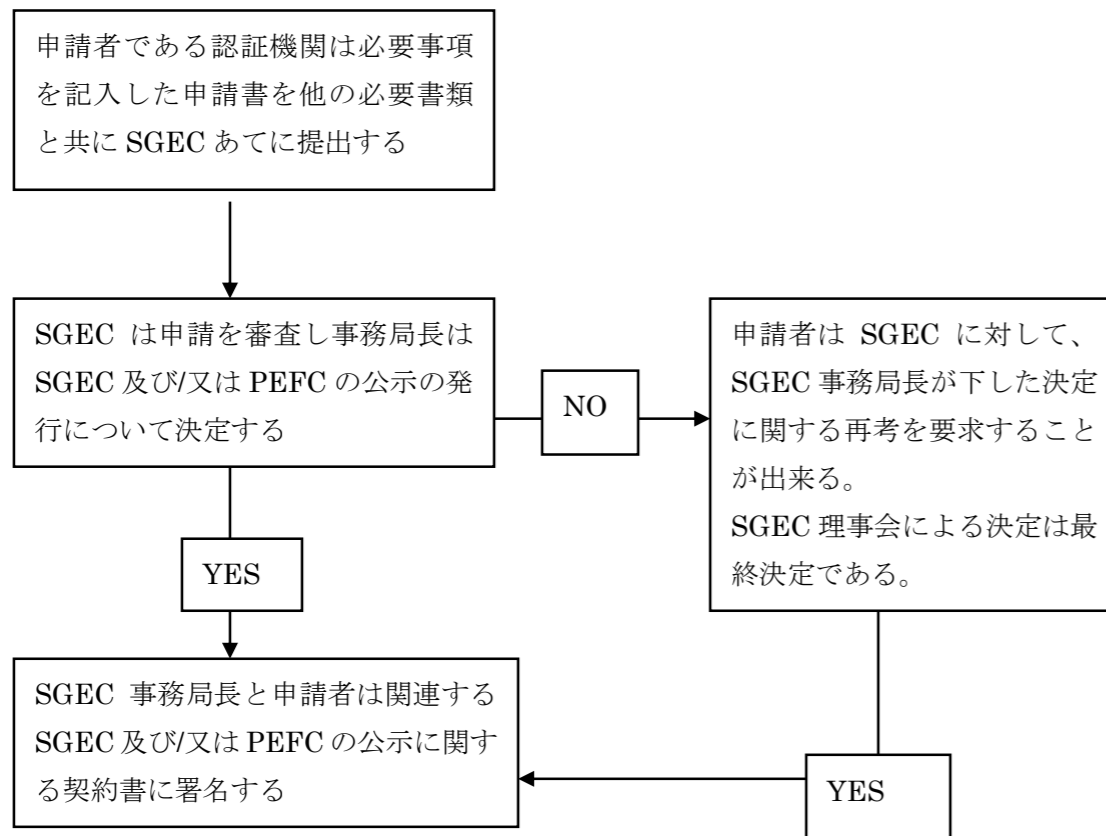
CoC 認証を申請する認証機関は、次の①若しくは②のいずれかの要件を満たし認定を受けていることを要件とする。

①SGEC 公示を申請する認証機関は、SGEC 附属文書 2-13 「4 認定」の要件を満たし認定を受けていなければならない。

②PEFC公示を申請する認証機関は PEFCテクニカル文書付属文書5 「5 認定」要件を満たし認定を受けていなければならない。

3-3 SGEC との間に締結される SGEC 及び/又は PEFC 公示 (SGEC 代行) 契約に署名すること (本文書の別紙)。

4. 公示の発行の手順



5. 公示を受けた認証機関の責務

公示を受けた認証機関は下記を満たさなければならない。

5-1 SGEC 附属文書 2-13 「2」 及び/又は PEFC テクニカル文書付属文書 4 に照らした森林管理認証及び/又は CoC 認証を有効な認定の範囲内で実行すること。

5-2 認定の内容や森林管理認証及び/又は CoC 認証の適用範囲に関する変更について SGEC に対して通知すること。

5-3 日本国内で、SGEC 及び/又は PEFC 公示の範囲内において認証機関は、発行するすべての森林管理認証及び/又は CoC 認証書に関する情報、並びに既に発行されている認証書に対する全ての変更についての情報を遅滞なく SGEC へ提供すること。

5-4 SGEC 及び/又は PEFC 公示年次料金の支払いについては別に定める。

6. 公示の有効期間

公示の有効期間は、認証機関の認定有効期間とする。

但し、PEFC の公示については、認証機関の認定有効期間と SGEC と PEFC 評議会とが締結する契約の有効期間のうちどちらか短い方に合致させることとする。

なお、SGEC は、公示について、公示契約の違反があった場合は、その終了又は中止を行うことが出来る。

別紙

SGEC/PEFC 公示契約書

SGEC/PEFC 公示契約書

(1) 一般社団法人緑の循環認証会議 (以下「SGEC」という) と、

(2) 認証機関の名称、(以下「認証機関」という) は、下記に関し、以下の条項について合意した。

記

- 認証機関は SGEC 及び/又は PEFC 評議会が承認する森林管理認証及び/又は CoC 認証を業務として実施する SGEC 及び/又は PEFC の公示認証機関である。
- SGEC は SGEC 認証制度、PEFC 評議会は PEFC 認証制度のそれぞれの管理機関であり、かつ、SGEC は登録商標である SGEC ロゴマーク、PEFC は同 PEFC ロゴ主張の所有者である。
- SGEC は PEFC 評議会により、日本で PEFC が承認する CoC 認証を行う認証機関に対して PEFC 公示を発行する認可を受けている。
- 認証機関は、SGEC 公示を受け、又は PEFC 公示を受け、日本で登録された組織・企業に対して有効な認定の範囲で、SGEC 承認の森林管理認証、並びに SGEC 及び/又は PEFC 承認の CoC 認証書を発行することが認可される。このことは SGEC ホームページ上で表示される。

以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。

第1条 定義

1-1 要求事項

1-1-1 森林管理認証

該当文書は、SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。SGEC 文書 3 は、現在のまま及び SGEC によって随時改定された場合にあっても有効である。

1-1-2 CoC 認証

該当文書は、SGEC 文書 4 「SGEC・CoC 認証ガイドライン」及び/又は PEFC ST 2002:2013 「林産品の CoC-要求事項」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。SGEC 文書 4 及び PEFC ST 2002 は、現在のまま及び SGEC 又は PEFC 評議会によって随時改定された場合にあっても有効である。

1-2 認証および認定の手順

該当文書は、SGEC 附属文書 2-13 及び／又は PEFC・Annex6 であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。SGEC 附属文書 2-13 及び／又は PEFC Annex6 では、現在のまま SGEC 及び／又は PEFC 評議会によって随時改正される場合にあっても有効である。

1-3 公示の料金表

公示料金表は「日本国内で森林管理認証及び／又は CoC 認証を行う認証機関に対する公示」の文書であり、この契約文書の一部として本契約書に添付される。

第2条 認証機関の責務

認証機関は下記の責務を負う。

- 2-1. 認証機関は、SGEC 附属文書 2-13 及び／又は PEFC・Annex6 に適合の上で発行された有効な認定証書を所有・保持する。かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC 対して通知する。認証機関は、各年の年初および要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。
- 2-2. 認証機関は、有効な認定範囲の中で、SGEC 文書 3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」、SGEC 文書 4「SGEC・CoC 認証ガイドライン」及び／又は PEFC ST 2002「林産物の CoC—要求事項」に照らした森林管理認証及び／又は CoC 認証を実行する。
- 2-3. 認証機関は、日本の森林管理者・組織・企業に対して発行された森林管理認証書及び／又は CoC 証書に関して直ちに、また、既に発行された証書への変更に関しては SGEC が定める日付までに、SGEC に対し報告をする。
- 2-4. 発行した認証書すべてを対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて、SGEC に対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中に SGEC によって変更されることがある。料金に関する変更は、その変更に関して SGEC が認証機関宛てに送る文書による報告の翌年から効果を発する。
- 2-5. 一般公開されている SGEC 及び／又は PEFC 評議会のホームページ上のデータベース上に、認証機関の名称やその他 SGEC 附属文書 2-2-2 及び／又は PEFC の登録システムに定められるデータを含め、認証機関の身元に関するデータが記載されることに同意する。

第3条 SGEC の責務

- 3-1. SGEC は、この契約書を遵守して認証機関が発行する認証書を承認し、認証書の保有者に対し SGEC 及び／又は PEFC 評議会が定める条件に従って、SGEC ロゴマーク及び／又は PEFC ロゴの使用許可申請を受理する。
- 3-2. SGEC は、この契約に影響を与える SGEC 及び／又は PEFC 文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。

第4条 契約の終了

- 4-1 SGEC 及び/又は認証機関は、書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。
- 4-2 SGEC は、認証機関によって SGEC 及び/又は PEFC 公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該 SGEC 及び/又は PEFC の契約を直ちに中断することができる。
- 4-3 認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。
- 4-4、第 4 条 4-1, 4-2, 4-3 項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合、公示料金は返還されない。
- 4-5. SGEC は一時的解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。

第 5 条 裁定

この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。

二部署名